

和歌山大学学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日

全部改正 平成14年 1月25日

最終改正 平成30年2月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、和歌山大学学則第35条第2項及び第80条第4項の規定に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学位には、専門職学位課程（教職大学院の課程）を除き、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に対し授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）に標準修業年限以上（学則第76条第1項ただし書の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限の期間以上）在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

3 前項の場合において、修士課程又は博士前期課程の目的に応じ各研究科会議が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて学位論文の審査に代えることができる。

4 博士の学位は、本学大学院の博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に標準修業年限以上（学則第78条第2項の規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限の期間以上）在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、当該研究科の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

6 教職修士（専門職）は、大学院教育学研究科の専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者に対し授与するものとする。

(在学者の学位論文の提出)

第4条 学位論文（修士課程又は博士前期課程における特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(学位の申請)

第5条 第3条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文（特定の課題についての研究の場合はその成果）を添えて、当該研究科長に提出しなければならない。

学位規程

2 第3条第4項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。

3 第3条第5項の規定に基づき、博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書並びに別に定める学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。

4 （削除）

5 本学大学院の博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が退学したときから3年以内に学位を申請するときは、第2項の規定を準用する。

6 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第6条 学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 各研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、関係資料等の提出を求めることができる。

（審査の付託）

第7条 各研究科長は、第5条第1項の規定により修士の学位論文を受理したときは、当該研究科会議にその審査を付さなければならない。

2 学長は、第5条第2項、第3項及び第5項の規定により博士の学位論文を受理したときは、当該研究科長を経て研究科会議にその審査を付さなければならない。

（学位論文の審査）

第8条 前条第1項の規定により審査を行う研究科会議は、研究指導教員及び他の専任教員の中から2名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け、論文の審査を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定により審査を行う研究科会議は、研究指導教員及び他の専任教員の中から3名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け、論文の審査を行わせるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科会議の議を経て、他大学の大学院又は研究所等の教員及び研究員を審査委員として加えることができる。

（最終試験）

第9条 最終試験は、審査委員会が第5条第1項、第2項及び第5項の規定により申請のあつた者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野等について筆記又は口述により行うものとする。

（学力の確認）

第10条 学力の確認は、審査委員会が第5条第3項の規定により申請のあつた者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関連のある専門分野について筆記又は口述により試験を行うものとする。

（審査期間）

第11条 修士の学位論文は、申請者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(研究科会議への報告)

第12条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験及び学力の確認の結果を当該研究科会議に報告するものとする。

(合否の判定)

第13条 各研究科会議は、前条の報告に基づき、合否の判定を行う。

2 前項の判定には、研究科会議の構成員の過半数の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第14条 研究科長は、研究科会議において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

(1) 授与する学位及び専攻分野の名称の種類

(2) 授与する年月日

(3) 博士の場合は、第3条第4項又は第5項のいずれの規定によるかの別

(4) 第3条第4項の規定による博士の場合は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨並びに学位論文の審査及び最終試験を担当した審査委員会に関する事項

(5) 第3条第5項の規定による博士の場合は、学位論文の審査及び学力の確認の結果の要旨並びに学位論文の審査及び学力の確認を担当した審査委員会に関する事項

(学位の授与)

第15条 学長は、第3条第1項の規定に基づき学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき学位記を交付して修士又は博士の学位を授与する。

3 学長は、第3条第6項の規定に基づき学位記を交付して教職修士(専門職)の学位を授与する。

4 学長は、第2項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を和歌山大学学術リポジトリへの登録により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、和歌山大学学術リポジトリへの登録により行うものとする。

(学位の名称)

第18条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「和歌山大学」と付記す

学位規程

るものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があつたときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科会議において前項の決定をする場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。

2 別紙様式7から別紙様式11の英文学位記を交付した者には他の学位記は交付しない。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。

附 則 (平成14. 1. 25全部改正)

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14. 11. 22一部改正)

この改正規程は、平成14年11月22日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則 (平成15. 4. 25一部改正)

この改正規程は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16. 4. 1一部改正：法人和歌山大学規程第95号)

附 則 (平成16年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第346号)

この改正規程は、平成16年11月26日から施行し、平成16年9月16日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第597号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第727号)

1 この改正規程は、平成20年3月21日から施行する。ただし、改正別表(第2条関係)については、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日以前に入学した学生及び平成20年3月31日以前に入学した学生の属する年次に編入学又は再入学した学生については、経済学部観光学科に属する者を除き、改正後の別表の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年1月22日一部改正：法人和歌山大学規程第980号)

1 この改正規程は、平成22年1月22日から施行する。

2 従前の別表の英語表記は別に定める。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1140号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1186号)

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1322号)

この改正規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則 (平成25年5月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1430号)

この改正規程は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1458号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1626号）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に入学した学生及び平成27年3月31日以前に入学した学生の属する年次に編入学又は再入学した学生については、改正後の別表（第2条関係）の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 3 システム工学部においては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに、3年次に編入学する学生については、改正後の別表（第2条関係）の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1739号）

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生及び平成28年3月31日以前に入学した学生の属する年次に編入学又は再入学した学生については、改正後の別表（第2条関係）の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2031号）

この改正規程は、平成30年2月23日から施行する。

学位規程

別表（第2条関係）

〔学士〕

学部	学科又は課程	専攻分野の名称
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学
経済学部	経済学科	経済学
システム工学部	システム工学科	工学
観光学部	観光学科	観光学

〔修士〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
教育学研究科	学校教育専攻	教育学
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻 市場環境学専攻	経済学
システム工学研究科	システム工学専攻	工学
観光学研究科	観光学専攻	観光学

〔博士〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
システム工学研究科	システム工学専攻	工学
観光学研究科	観光学専攻	観光学

〔教職修士（専門職）〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
教育学研究科	教職開発専攻	

〔学士（英語表記）〕

学部	学科又は課程	専攻分野の名称
Faculty of Education	Teacher Training	Education
Faculty of Economics	Economics	Economics
Faculty of Systems Engineering	Systems Engineering	Engineering
Faculty of Tourism	Tourism	Tourism

〔修士（英語表記）〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
Graduate School of Education	General School Education	Pedagogy
Graduate School of Economics	Economics	Economics
	Business Administration	
	Market and Environment	
Graduate School of Systems Engineering	Systems Engineering	Engineering
Graduate School of Tourism	Tourism	Tourism

〔博士（英語表記）〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
Graduate School of Systems Engineering	Systems Engineering	Engineering
Graduate School of Tourism	Tourism	Tourism

〔教職修士（専門職）（英語表記）〕

研究科	専攻	専攻分野の名称
Graduate School of Education	Professional Development in Education	

学位規程

別紙様式第 1

(学部を卒業した場合)

シンボルマーク	○第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
<p>本学〇〇学部〇〇学科（課程）において 所定の課程を修めて和歌山大学を卒業し たことを認め学士（〇〇〇）の学位を授 与する</p>	
年 月 日 和歌山大学長〇〇〇〇印	

別紙様式第 2

(大学院の修士課程を修了した場合)

シンボルマーク	○修第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
<p>本学大学院〇〇〇研究科〇〇〇専攻の 修士課程を修了したので修士（〇〇〇） の学位を授与する</p>	
年 月 日 和歌山大学長〇〇〇〇印	

別紙様式第3

(大学院の博士前期課程を修了した場合)

シンボルマーク	○修第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
本学大学院○○○研究科○○○専攻 の博士前期課程を修了したので修士 (○○○) の学位を授与する	
年 月 日 和歌山大学長○○○○印	

別紙様式第4

(大学院の博士後期課程を修了した場合)

シンボルマーク	○博第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
本学大学院○○学研究科○○○専攻 の博士後期課程を修了したので博士 (○○○) の学位を授与する	
年 月 日 和歌山大学長○○○○印	

学位規程

別紙様式第 5

(論文提出による場合)

シンボルマーク	○論博第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
<u>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する</u>	
年 月 日 和歌山大学長○○○○	
	印

別紙様式第 6

(大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)を修了した場合)

シンボルマーク	○教職第 号
学 位 記	
大学印	氏 名 生年月日
本学大学院教育学研究科教職開発専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士(専門職)の学位を授与する	
年 月 日 和歌山大学長○○○○	
	印

別記様式第7

(学部を卒業した場合 (英文))

シンボル
マーク

Wakayama University

Hereby Confers upon

《 氏名 》

the Degree of

Bachelor of 《 専攻分野の名称 》

in Recognition of the Fulfillment of the

Requirements

for a Major in 《 学科または課程 》

at the Faculty of 《 学部 》,

Wakayama University.

Recipient's Date of Birth : 《 生年月日 》

Serial Number : 《 授与番号 》

Date of Issue : 《 発行日 》

大学印

《学長の署名》

《学長名》

President

Wakayama University

学位規程

別紙様式第8

(大学院の修士課程または博士前期課程を修了した場合 (英文))

シンボル

マーク

Wakayama University

Hereby Confers upon

《 氏名 》

the Degree of

Master of 《 専攻分野の名称 》

in Recognition of the Fulfillment of the
Requirements

for a Major in 《 専攻 》

at the Graduate School of 《 研究科 》,

Wakayama University.

Recipient's Date of Birth : 《 生年月日 》

Serial Number : 《 授与番号 》

Date of Issue : 《 発行日 》

大学印

《学長の署名》

《学長名》

President

Wakayama University

別紙様式第9

(大学院の博士後期課程を修了した場合 (英文))

シンボル
マーク

Wakayama University

Hereby Confers upon

《 氏名 》

the Degree of

Doctor of 《 専攻分野の名称 》

in Recognition of the Fulfillment of the
Requirements

for a Major in 《 専攻 》

at the Graduate School of 《 研究科 》,

Wakayama University.

Recipient's Date of Birth : 《 生年月日 》

Serial Number : 《 授与番号 》

Date of Issue : 《 発行日 》

大学印

《学長の署名》

《学長名》

President

Wakayama University

学位規程

別紙様式第10

(論文提出による場合 (英文))

シンボル
マーク

Wakayama University

Hereby Confers upon

《 氏名 》

the Degree of

Doctor of 《 専攻分野の名称 》

in Recognition of the Acceptance of a

Doctoral Dissertation

at the Graduate School of 《 研究科 》,

Wakayama University.

Recipient's Date of Birth : 《 生年月日 》

Serial Number : 《 授与番号 》

Date of Issue : 《 発行日 》

大学印

《学長の署名》

《学長名》

President

Wakayama University

別紙様式第 1 1

(大学院の専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した場合（英文））

シンボル
マーク

Wakayama University

Hereby Confers upon

《 氏名 》

the Degree of

Master of Education for Professional
Development

in Recognition of the Fulfillment of the
Requirements

for a Major in 《 専攻 》

at the Graduate School of 《 研究科 》,
Wakayama University.

Recipient's Date of Birth : 《 生年月日 》

Serial Number : 《 授与番号 》

Date of Issue : 《 発行日 》

大学印

《学長の署名》

《学長名》

President

Wakayama University